

第六十二回 帝國議會 關稅定率法中改正法律案外一件委員會議錄(速) 第五回

衆議院

(四三)

付託議案

關稅定率法中改正法律案(政府提出)
輸入稅從量稅率ニ關スル法律案(政府提出)
遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出)

昭和七年六月十日(金曜日)午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 東

武君

理事

守屋 榮夫君

理事

今井 健彦君

理事

手代木隆吉君

中島知久平君 小笠原三九郎君

倉元 要一君 若宮 貞夫君

江藤源九郎君 武田德三郎君

杉本國太郎君 中島彌團次君

永田善三郎君 田島勝太郎君

櫻井兵五郎君 青山 憲三君

小池 四郎君 同月九日理事高橋熊次郎君委員辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月十日今井健彦君理事ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ
商工大臣 男爵 中島久萬吉君
拓務大臣 永井柳太郎君

出席政府委員左ノ如シ
大藏政務次官 堀切善兵衛君
大藏省主稅局長 中島 鐵平君
農林省水產局長 戶田 保忠君
農林省畜產局長 村上龍太郎君
商工政務次官 岩切 重雄君

出席國務大臣左ノ如シ
商工大臣 男爵 中島久萬吉君
拓務大臣 永井柳太郎君

出席政府委員左ノ如シ
大藏政務次官 堀切善兵衛君
大藏省主稅局長 中島 鐵平君
農林省水產局長 戶田 保忠君
農林省畜產局長 村上龍太郎君
商工政務次官 岩切 重雄君

遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出)

輸入稅從量稅率ニ關スル法律案(政府提出)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

十分承知ヲ致シテ居ルノデアリマス、

又歐洲大戰當時ヨリ喧シクナリマス、

十分承知ヲ致シテ居ルノアルコトハ、私モ

亡スルカト云フ虞ノアルコトハ、私モ

スルナラバ、是ガ衰微ヲスルカ或ハ滅

スルナラバ、是ガ衰微ヲスルカ或ハ滅

スルナラバ、是ガ衰微ヲスルカ或ハ滅

スルナラバ、是ガ衰微ヲスルカ或ハ滅

事業ハ、此現狀ヲ以テ其儘ニ推移シマナル價格、或ハ其「ダンピング」ノ爲ニ脅威ヲ感ジテ居リマスケレドモ、一朝我國ニ於ケル所ノ斯業ガ衰退ヲ致シマスルナラバ、彼等ハ「ダンピング」ヲヤテ、相當ノ事業トナリマシタ、此銑鐵事業ガ、萬ニモ衰微ヲシ、或ハ消滅スルト云フヤウナコトガアリマスルナラバ、爲ニ我國ハ尠カラヌ鐵ノ輸入ニ依リ、國際貸借ガ非常ナル惡化ヲ來スルコトハ御承知ノ通リデアリマス、若ガ、報告ヲ洩ラシマシタノデ申上グマニス、委員高橋熊次郎君ガ辭任致シマシタ、是ハ今井健彦君ガ一時他ニ旅行スルト云フコトデ、高橋熊次郎君ガ代フテ居ツタノデアリマス、ソレガ元ニ直フテ、今井君ガ委員ノ補闕ニナフタノデアリマスカラ、是ダケ御報告致シテ置キマス——質疑ハ昨日ヲ以テ終結致シマシタ、本日ハ直ニ討論ニ入りマシテ、可否ノ採決ヲ致ス順序ニナッテ居リマス○櫻井委員 モウ少シ國務大臣ニ質疑ヲ致シタガアリマスカラ、特ニ御許ヲ願ヒタイ——鐵關稅ノ問題ニ付キマシテ、特ニ國務大臣ニ御尋ガ致シタイノデアリマス、我國ニ於ケル製鐵事上ニ於キマシテモ、由々敷問題ヲ起

又今日ノ化學工業ノ基礎トナフテ居ルノニ幾多ノ副產物ガ探レマシテ、ソレガアルト云フコトモ承知ヲ致シテ居ルノ定ヲ起スト云フヤウナコトモ、吾々ハ十分考ヘナケレバナラヌ大切ナル點デアルト云フコトモ承知ヲ致シテ居ルノデアリマス、ノミナラズ此製鐵業ノ爲ニ影響ヲ及ボスカト云フコトヲ考ヘテ見マスルナラバ、大ニ憂トスルモノガアリマス、即チ直チニ大中小ノ工業ニ影響ヲ及ボスコトハ勿論、極メテ多數ノ消費者ノ利益ヲ害スルコトモ、是モ明カナルコトデアリマス、加之現在興リツ、アル所ノ機械工業ヲ初メ外國ニ輸出スベク、又サウ云フ風ニ仕向ケ行カナケレバナラヌ所ノ鐵工業ニ打撃ヲ與ヘル、然リトスレバ是亦國際貸借ノ上ヨリ私共ハ非常ニ遺憾ヲ感ジナケレバナラヌト云フ結果ヲ見ルデアラ

ウト思フノデアリマス、之ヲ總括シテ考ヘテ見マシテモ、鐵ノ高イト云フコトハ我國ノ基礎産業ヲ害スル、一般ノ鐵工業ヲ害スル、サウシテ失業者ヲ出ス虞ガアル、又一般ノ國民生活ヲモ脅威スルト云フコトモ考ヘナケレバナラヌ、ソレ故ニ私共ハドウ考ヘテ見マシテモ是ハ兩全セシメナケレバナラヌ、大體ニ於テ斯業ノ自給方策ヲ樹テルト共ニ一面ニ於テハ出來ルダケ低廉ナル所ノ鐵ヲ使フト云フ此兩全ノ途ヲ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、左様ナ眼ヲ以テ此度ノ改正案ヲ見マス時ニ、私共ハ一應甚ダ遺憾ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアル、ソレハ前ノ自給方策ノ確立ノ爲ニ已ムヲ得ナケレバ是ハ高率關稅モ已ムヲ得マスマイ、併ナガラ更ニソレ以前ニ、即チ高率關稅前ニ努ムベキコトガナイデアリマセウカ、左様ニ考ヘマスト、茲ニ大ナル政府トシテ努メナケレバナラヌ問題ガ殘サレテ居ルト思フノデアリマス、ソレハ何デアルカト申シマスト、此製鐵業ノ所謂整理合理化ト云フ此一事デアリマス、現在ノ斯業ハ好況時代ニ創設セラス、居ル、其設備ガ極メテ古イコトモ分ッテ居ル、多クノ負債ヲ背負テ居ルコトモ分ッテ居ル、而シテ其經營ガ又極メ

テ非科學的デアルト云フコトモ必ズシ
モ言ヘナイコトデハナカラウト思フノ
デアリマス、ソレガ爲ニ原價ガ高クナ
リ、ソレヲ其儘ニシテ置イテ尙ホ是ダ
ケノ資本ヲ有シ、是ダケノ設備ヲ有シ
テ居ルモノニ對シテ、相當立行クヤウ
ニシナケレバナラヌカラ、關稅ヲ上げ
ナクレバナラヌト云フヤウナ態度ハ、
是ハ私共ハ承服スルコトガ出來ナイ、
ソレ故モウ既ニ出來タコトデアルカ
ラ、是ハ仕方ガナイ、或ハ不良資產ノ
切捨、或ハ負債ノ處置ヲドウスル、其
中ニ於テモ政府ハ幾ラカ力ヲ加ヘテ、
新シキ能率的設備ヲ爲サシメテ、其經
營ニ科學的方法ヲ執ラシムルト云フヤ
ウナコトハ、今日ノ狀態ニ於テハ固ヨ
リ當業者ノ力、當業者ノ自奮ニ俟タナ
ケレバナラヌコトデアリマスケレド
モ、ドウシテモ國家ガ之ヲ指導シ、或
ル程度ニ力ヲ加ヘテ、之ヲ吾ニノ理想
トスル狀態ニ近イモノニシナケレバ、
此問題ノ根柢ハ打立タナイト私共ハ信
ズルノデアリマス、左様ニシテ我ガ產
業ノ各界カラ眺メマシテ、サウシテ、
モウ是レ以上ハ致方ガナイ、是ガ我
國ノ經濟的基礎ノ上ニ立ツ所ノモノ
デ、是レ以上致方ノナイ即チ妥當ナ原
價デアル、斯様ニ迄シタケレドモ、尙
且ツ是デハ我國ノ製鐵業ノ基礎ガ打立
タナイカラ、是レ以上ハ關稅ノ力ニ依

テ外國品ト對抗シテ行カナケレバナラヌト
思フノデアリマスガ、此度ノ政府ノ改
正案ハ、是等ノ問題ハ其儘ニ包ンデ殘
シテ置イテ、サウシテ稅率ヲ高クシ、
鐵價ヲ高クシテ、保護ヲシヨウト云フ
態度ヲ執ラレルト云フコトハ、是ハ如
何ナルモノデアリマセウ、固ヨリ是ハ
政府ノ懸案ニナツテ居ルコトモ承知致
シテ居ルノデアリマス、又現内閣ハ成
立勿々デアリマシテ、是等ノ手順ノ整
ハナイコトモ承知致シテ居ルノデアリ
マス、又前内閣ト雖モ、極メテ短命デア
リマシタ爲ニ、ソレ等ノ手順ヲ樹テル
コトガ出來ナカッタカモ知レヌト思フ
ノデアリマスカラ、其點ヲ深ク追窮ハ
致シマセヌケレドモ、少クトモ今日以
後ニ於ケル所ノ政府ノ決心ハ如何様デ
アルカ、之ヲ吾ニハ伺ハナケレバナラ
ヌノデアリマス、率直ニ申上ゲレバ、
斯ノ如キ重大ナル問題ヲ殘シタル本案
ニ對シテハ、吾ニハ之ヲ直ニ削除致シ
タインデアリマス、併ナガラ若シサウ
トシマスレバ、其影響スル所ハ豫算ニ
於テ、又政治的ニモ、此場合深ク考慮ヲ
シナケレバナラヌト云フコトガ、ソコ
ニ横ツテ來マスル爲ニ、現内閣ノ使命ニ
スル次第デアリマス、政府ノ今日以後
ノ確然タル御方針ヲ伺フコトガ出來ル

ナラバ、吾々ハ他ノ理由ニ依テ之ヲ認メルノモ已ムヲ得ナイカト考ヘル次第デアリ、マスルガ、ソレニ付キマシテ政府ハ現在製鐵業ノ徹底的整理及ビ合理化ヲ圖リ、之ヲ大合同ニ導キ、以テ生産費ノ低減ヲ圖ルト云フ、政府トシテノ御方針ヲ有セラル、カ否ヤ、此點ヲ明確ニ御伺致シテ、ソレニ依テ私共ハ本案ニ對スル態度ヲ決定致シタイト考フル次第デアリマス。

テ、木材關稅改正ニ付テ質問致シタイ
ト考ヘテ居リマス、今回提案ノ木材關
稅改正ノ目的ハ、本邦林業ノ保護及ビ
山村住民ノ救濟ヲ期スルト云フコトデ
アリマスルガ、現在ニ於キマシテ、農
山村民ガ非常ナ疲弊困憊其極ニ達シ、
洵ニ同情ニ堪ヘナイ次第アルト云フ
コトハ、本員ト雖モ之ヲ認メル次第デ
アリマスルガ、木材關稅ヲ改正シテ、
此目的ヲ達セラル、カ達セラレヌカ否
ヤト云フコトガ、頗ル私共ハ疑問トシ
テ居ル所デアリマシテ、今度ノ木材關
稅改正ノ原案ハ、米松ノ板ト、小角ト、
大中角ニ高率ノ關稅ヲ課スルコトニ
ナツテ居リマス、前ニモ申シマシタ通リ
米松ハ下級建築材デアツテ、貧民長屋其
他ニ用ヒラレルモノデアリマシテ、社會
政策的ニ考ヘテモ、此米松ノ關稅ノ
引上ト云フコトハ、非常ニ考慮スペキ
點デアリマシテ、從來二回ニ瓦リマシ
テ木材關稅ノ改正ガ行ハレマシタガ、
米松ダケハ此意味ト、モウ一ツハ大
中角ニナリマシテハ、學校其他工場等
ノ公ノ建造物ニ必要ナルガ爲ニ、是等
ノ目的ニ使用サレマスノデ取残サレテ
居タノデアリマス、此歷史ヲ有シテ居
ル米松ノ引上ハ、非常ニ考慮スペキ點
デアリマスルガ、併シ是トテモ農山村
救濟ノ爲ナラバ洵ニ已ムヲ得ナイコト
デモアリマセウガ、併ナガラ此米松ノ

關稅ヲ改正シテ、是等ヲ引上ゲテ見マ
シタ所ガ、現在ノ内地ノ木材ノ市價ヲ
亂シ、之ヲ低落セシメマシテ、農山村
住民ノ救濟ヲ期スルト云フコトデ
アリマスルガ、現ニ於キマシテ、農
山村民ガ非常ナ疲弊困憊其極ニ達シ、
洵ニ同情ニ堪ヘナイ次第アルト云フ
コトハ、本員ト雖モ之ヲ認メル次第デ
アリマスルガ、木材關稅ヲ改正シテ、
此目的ヲ達セラル、カ達セラレヌカ否
ヤト云フコトガ、頗ル私共ハ疑問トシ
テ居ル所デアリマシテ、今度ノ木材關
稅改正ノ原案ハ、米松ノ板ト、小角ト、
大中角ニ高率ノ關稅ヲ課スルコトニ
ナツテ居リマス、前ニモ申シマシタ通リ
米松ハ下級建築材デアツテ、貧民長屋其
他ニ用ヒラレルモノデアリマシテ、社會
政策的ニ考ヘテモ、此米松ノ關稅ノ
引上ト云フコトハ、非常ニ考慮スペキ
點デアリマシテ、從來二回ニ瓦リマシ
テ木材關稅ノ改正ガ行ハレマシタガ、
米松ダケハ此意味ト、モウ一ツハ大
中角ニナリマシテハ、學校其他工場等
ノ公ノ建造物ニ必要ナルガ爲ニ、是等
ノ目的ニ使用サレマスノデ取残サレテ
居タノデアリマス、此歷史ヲ有シテ居
ル米松ノ引上ハ、非常ニ考慮スペキ點
デアリマスルガ、併シ是トテモ農山村
救濟ノ爲ナラバ洵ニ已ムヲ得ナイコト
デモアリマセウガ、併ナガラ此米松ノ

議場及此委員會ニ於キマシテ屢々論ジマ
シタル如ク、樺太材ガ内地ニ侵入シテ
來ルコトガ非常ニ夥シイノニアリマシ
テ、昭和四年度ノ豫算ヲ見マシテモ、
樺太材ノ侵入ト云フモノハ殆ド樺太廳
ニ於テ計畫サレタ以上ニ大ナルモノガ
アルノニアリマス、即チ昭和四年ハ立
木一千二百萬石ダケノ拂下ニナツテ
居リマスルガ、是ガ歩留リ六〇「バー
セント」ト見マシタ所ガ、七百二十
萬石シカ取レナイノニアリマス、然ル
ニ拘ラズ内地ニ移出サレマシタ部分ト
云フモノハ、非常ナ莫大ナ數ニ上リマ
シテ、昭和四年ハ千百萬石、昭和五年
ハ八百三十八萬五千石、昭和六年ハ九
百二十七萬六千石ト云フヤウナ多額ニ
上ツテ居リマシテ、所謂樺太ノ木材ノ濫
伐ト云フモノハ、歩留リガ六〇「バー
セント」アルベキガ當然デアルニ拘ラ
ズ、是ガ百「バーセント」ニナリ二百「バー
セント」ニナルト世間カラ稱サレテ
居ル問題ガアリマス、樺太長官ノ御說
明ニ依リマシテモ、役人ヲ増加スルト
カ、其他木材ノ買受業者ノ人夫ニ依テ

調査サシテ居タノヲ、新ニ人夫ヲ雇入
レテ、樺太廳ノ人夫デ監督調査サセル
トカ云フヤウナ方法ヲ講ジマシテ、相
々苦シメテ居ル點ハ、米松ニアリマセ
ヌノデ、他ニ重大ナル問題ガ茲ニ横ツテ
居ルノニアリマス、ソレハ本員カラ本
樺太材ノ侵入ト云フモノハ殆ド樺太廳
ニ於テ計畫サレタ以上ニ大ナルモノガ
アルノニアリマス、即チ昭和四年ハ立
木一千二百萬石ダケノ拂下ニナツテ
居リマスルガ、是ガ歩留リ六〇「バー
セント」ト見マシタ所ガ、七百二十
萬石シカ取レナイノニアリマス、然ル
ニ拘ラズ内地ニ移出サレマシタ部分ト
云フモノハ、非常ナ莫大ナ數ニ上リマ
シテ、昭和四年ハ千百萬石、昭和五年
ハ八百三十八萬五千石、昭和六年ハ九
百二十七萬六千石ト云フヤウナ多額ニ
上ツテ居リマシテ、島内カラ島外ニ
移出シテ内地ニ持ツテ來ル所ノ石數ヲ制
限スルニ付キマシテハ、當局ニ於カレ
マシテ餘程此點ニ付テ十分ナル決心ト
努力ヲ致シテ貴ハナケレバナラヌト私
樺太材ノ關稅引上ノ目的ノ趣旨ニ對シテ
ト云フヤウナ結論ニ達スルノニアリマ
ス、此點ニ付キマシテ國務大臣ノ明確
ナル御答辯ヲ煩ス次第アリマス
○杉本委員 只今中島君カラ、木材關
稅ノ從量稅引上ノ目的ノ趣旨ニ對シテ
縷々御話ガアリマシテ、明確ナル御答
辯ヲ得タイト云フ御話ガアリマシタカ
ラ、私カラ重ネテ申上ゲル必要ハアリ
マセヌガ、中島君ト同様ナ意味ニ於テ、
簡單ニ私モ此事ニ對シテ申上ゲテ、當
局ノ御答辯ヲ得タイト思ヒマス、木材
關稅引上ニ對シマシテノ目的ハ何レニ

在ルカ、即チ農山村ノ年々三千萬石ノ木ヲ賣拂フニ、殆ド今日ノ如ク市價ガ安ケレバ、造林ヲシテ丹精シタ所ノ、最初ノ苗木ヲ植エ付ケル時ノ暇ヲ割イタダケノ金ニモ值シナイト云フ程運搬不便ナ所ニ於テハ價ガ無クナツテ來ル、隨テ今後民有造林ト云フモノハ、モウ出來得ナイ、其影響スル所山林ノ荒廢ヲ來シハスマイカ、一例ヲ舉グマスト、岩手縣ノ如キハ何ヲ以テ此不況時ニ農山林ガ金ヲ得ルカ、マダ山ノ木ヲ賣ッテ聊カデモ金ヲ取ルト云フコトハ出來ル、ソレハ如何ニモ安イケレドモ、他ニ金ヲ得ルコトガ出来ナイカラ針葉樹ノ松材ヲ賣拂フテ、サウシテ金ニ代ヘント云フヤウナ狀態ニナツテ居ル、ソレガ杉、松ト云フヤウ農山村ガ副業トシテヤツテ居ルモノガ、殆ド價值ガナクナツテ居ルト云フコトニ對シマシテ、是等ヲ救濟スルト云フ目的ノ爲ニ、米材ノ關稅ヲ引上ゲル、斯様ナ御精神デアルコトハ疑ナイノデスガ、米材其他輸入スルモノニ對シテ、如何ナル關稅ヲ課シマシテモ、内ニナル缺陷ガアル、其缺陷ヲ補ハナケレバ、此目的ノ效果ヲ達スルコトガ出来ナイ、斯ウ云フコトニ對シマシテ、只今中島君カラ御話ノ如ク、権太ノ研伐ガ年々立木八百萬石位ヲ處分スルト云フモノニ對シテ、其立木ハ七掛ニ歩留

ガ止レバ上等デアル、然ラバ八百萬石ノ七掛、五百六十萬石シカ島外移出ガ出来ナイノガ、幽靈ノ如クニ九百萬石、一千萬石ト云フモノガ年々歲々島外移出サレテ居ルト云フコトニ對シテハ、如何ナル理由デアルカ、ソレハ権太廳ノ財政ガ、森林ヲ主トシテ當嵌メテ居ルカラシテ、已ムヲ得ナイ事情ガアルノデアリマセウガ、此権太ノ島外移出ヲ少クシナケレバ目的ノ趣旨ニ添ハナイ、斯ウ云フ結果ニナルノデアリマス、是等権太廳ノ財源ニ對シ、又権太廳ノ過伐ニ對シマシテハ、政府御當局ハ宜シク此目的ノ爲ニ、適切ナル御處置ヲ致サレテ、サウシテ本案ノ目的ノ趣旨ヲ達成セシタルヤウニ、中島君ト同様御願ヲ致シマシテ、當局ノ御答辯ヲ頂キタイノデアリマス。

○東委員長 質問ハ之ニ依テ濟ミマシタ、是ヨリ討論ニ入ル譯デスガ、念ノ

爲ニ申上グマス、關稅定率法中改正法律案、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案、遠洋漁業獎勵法中改正法律案ヲ一括シテ議題ニ供シ、漸次討論ヲ致ス次第デアリマス、ソレデ關稅定率法中改正法律案、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案、此二案ハ一括シテ討論シテ宜シト思ヒマス、倉元君

○永井國務大臣 只今ノ中島・杉本兩君ノ御質問ニ對シテ御答申シマスガ、

政府ト致シマシテモ、権太ニ於ケル森

林ガ濫伐サレ、其濫伐サレタ木材ノ大部分ガ内地ニ移入サレルト云フコトニ

モナリ、又権太ノ重大產業デアリマス

ハ、権太自身ノ土地ヲ破壊スルコトニ

共ノ意見ノ在ル所モ申上ゲテ、此內容ニ互ツテ審議ヲ進メテ見マシタ結果ニ依リマスルト、本案ノ内容ガ完璧ヲ期セラレタモノデアルト云フコトハ私共リマスガ、簡單ニ一言ダケ賛成ノ趣旨ヲ述ベタイト思ヒマス、私共ハ多年一國產業ノ發達ノ爲ニハ關稅ノ政策宜シキヲ得ルニ非ザレバ、此產業ノ發達ヲ

モナリマスルノミナラズ、内地ニ於キ

マシテハ、御話ノ通リ木材業者ニ非常

スナラバ徹底的ニ審議ヲシテ見タイト

思ヒマシタガ、其餘裕ヲ持チマセヌコトヲ甚ダ遺憾ニ存ジマス、就キマシテ

ハ政府ハ完璧ヲ期スル意味ニ於キマシテ、再度慎重ナル調査ヲ試ミラレ、次

ト云フコトヲ非常ニ憂トシテ居ルノデ

アリマス、就キマシテハ政府ト致シマ

シテモ、此際権太ニ於ケル木材ノ伐採

ニ對シマシテハ、嚴重ニ指揮監督致シ

マスルノミナラズ、其伐採サレタ木材

ノ内地ニ移入セラ、ルモノニ付キマシテハ、將來相當ナル制限ヲ加ヘル方針

シテ言明致シタイト存ジマス

○東委員長 質問ハ之ニ依テ濟ミマシタ、是ヨリ討論ニ入ル譯デスガ、念ノ

爲ニ申上グマス、關稅定率法中改正法律案、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案、遠洋漁業獎勵法中改正法律案ヲ一括シテ議題ニ供シ、漸次討論ヲ致ス次第デアリマス、ソレデ關稅定率法中改正法律案、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案、此二案ハ一括シテ討論シテ宜シト思ヒマス、倉元君

○倉元委員 本委員會ニ附託セラレマシタ兩案ニ付キマシテハ、全部ヲ舉げテ私共ハ政府原案ニ贊成スルモノデアリマスガ、簡單ニ一言ダケ賛成ノ趣旨

ヲ述ベタイト思ヒマス、私共ハ多年一國產業ノ發達ノ爲ニハ關稅ノ政策宜シ

キヲ得ルニ非ザレバ、此產業ノ發達ヲ

モナリマスルノミナラズ、内地ニ於キ

マシテハ、御話ノ通リ木材業者ニ非常

スナラバ徹底的ニ審議ヲシテ見タイト

思ヒマシタガ、其餘裕ヲ持チマセヌコトヲ甚ダ遺憾ニ存ジマス、就キマシテ

ハ政府ハ完璧ヲ期スル意味ニ於キマシテ、再度慎重ナル調査ヲ試ミラレ、次

ノ通常議會ニ改メテ此案ヲ御出シアラ
ンコトヲ希望スル譯デアリマス、私共
ハ強イ意味ニ於テ本案ニ附帶決議ヲ致
シタイト存ジマス、其附帶ノ決議ハ茲
ニ一ツノ成案ヲ得テ居リマスルカラ、

決議

政府ハ本案實施ノ狀況ニ鑑ミ、將來一層其完璧ヲ期スルハ勿論、特ニ從量稅ノ三割五分一律引上ノ內容ニ付テハ各品目ニ付完全ナル調査ヲ遂ゲ、稅率改正案ヲ次期通常議會ニ提案スヘシ

斯ウ云フノデアリマス、此決議ヲ附帶シテ置キタイト存ジマス、何時モ此議會デ附帶決議或ハ希望決議ト云フモノガアリマスルガ、是ガ政府ニ於テ往々輕ク取扱ハレル場合ナキニシモアラズデアリマス、今回ハ以上私ガ申述ベマシタ理由ニ依リマシテ、此附帶決議ヲ何處マデモ政府ガ御尊重ニナリ、次ノ通常議會ニハ完璧ヲ期シタ成案ヲ以テ御臨ミアランコトヲ切ニ望ム次第デアリマス

戰爭ヲヤフテ居リマス、併ナガラソレガ
又今日ノ世界不況ノ原因ノ一ツデア
ル、各國ガ各其市場ヲ狹メテ自ラ不況
ノ原因ヲ作ツテ居ルト云フコトモ言ハ
ル、ノデアル、サウ云フ點カラ見マス
ルナラバ、速ニ斯ノ如キ状態ヲ改メタ
イ、世界ノ經濟ヲ指導スル者ハ何モ英
吉利ヤ亞米利加ノミニ限ラヌノデアリ
マスカラ、日本邊リカラモ一ツ商工大臣
邊リガ世界經濟ヲ指導セラレテ、關稅ニ
付テ世界ノ將來ハ斯ウナクチャナラヌ
ト云フコトヲ指導セラル、ノモ宜イト
考ヘマスルケレドモ、併ナガラ現狀ノ
實際ニ照シテハ我國單リ左様ナ理想ニ
耽ツテ居ルコトガ出來ナイノデアリマ
スカラ、是ハ此度ノ御提案モ亦已ムヲ得
ナイコト、私共ハ考ヘルノデアリマ
ス、併ナガラ前ニモ申上ゲマシタ通り
ニ鐵ニ付テ、或ハ木材ニ付テ、幾多其
内容ニ至リマスレバ、私共ノ贊意ヲ表
御提案ノ決議ノ内容ニモ現レテ居リマ
スルニ躊躇スル點ガ澤山アツテ、其理由
モ既ニ申述ベマシタガ、尙ホ倉元君ノ
上ゲルト云フ、其内容ニ付テ考ヘテ見
レバ、爲替變動ニ依テ必シモ一律ニソ
ル所ノ從量稅ノ三割五分ヲ一律ニ引
レガ高下ヲ爲シテ居ラヌト云フ點カラ、
其内容ニ付キマシテハ重ネテ吟味ラス
ル必要ガ十分ニアルト信ズルノデアリ
マス、ソレ故ニ此點ニ付キマシテハ政

○手代木委員

府ハ特ニ留意ヲ致サレテ、各品目ニ付
ニ完全ナル調査ヲ遂ゲラレンコトヲ切
ニ希望スル次第アリマス、左様ナ附
帶決議ノ趣旨ニ於テ私ハ民政黨ヲ代表
シテ本案ニ賛成ヲ致シタイト思フノデ
アリマス

是ハ是非左様ニ徹底的ニ其成績ヲ擧ゲ
テ費ハナケレバナラヌト思ヒマスガ、
是等ノ點カラ見テ茲ニ最モ遺憾ニ考ヘ
ルコトハ、南洋材ノ關係デアリマスガ、
本委員會デ本員カラモ當局ニ對シテ詳
細ニ御質疑致シ、又他ノ委員カラモ同
様之ニ對スルコトヲ論議セラレタ譯デ
アリマスガ、第五十九議會ニ於テハ矢
張關稅改正ノ際ニ附帶決議ヲ致シテア
ルノデアリマス、而シテ時ノ農林大臣
ハ南洋材ノ輸入ガ將來增加スル傾向ガ
アルナラバ、必ズ實行ヲ期スルト云フ
強イ言葉デ以テ言明セラレテ居ルノデ
アリマス、而シテ昨日モ統計ヲ舉ゲテ
アルナラバ、必ズ實行ヲ期スルト云フ
質疑ヲ致シタノデアリマスガ、茲ニソ
レヲ繰返シマセヌケレドモ、輸入増加
ノ割合カラ見レバ、昭和二年ヲ百トスレ
バ昭和六年ハ二百四十三ニナツテ、約二
倍半ニ近イ増加ヲ來シテ居ル、又本年一
月カラ三月マデノ統計ヲ見マシテモ、
之ヲ昨年ノ一月カラ三月ニ比較スレバ
割增加致シテ居ル、是ハ實ニ大ナル増加
ノ趨勢ニアル譯デアリマス、内地市場
ニ於ケル南洋材ト相對抗スル北海道並
ニ内地ノ潤葉樹材ハ、是ガ爲ニ著シキ
ノデアリマス、特ニ北海道ノ潤葉樹材
品ノ數量カラ申セバ、北海道ノ方ハソレヨリ
ニ付テ申セバ、北海道ノ方ハソレヨリ
以下ニナツテ居ル譯デアリマシテ、隨テ

北海道ヲ初メ内地各方面ノ林業ガ壓迫ヲ受ケテ居ル、先刻來ノ中島君其他ノ御話ニアリマス如ク、今日ノ場合山村、農村、是等ノ對策カラ考ヘテモドウシテモ是ハ此儘ニ放任シテ置クコトノ出來ナイ事實デアリマス、左様ナ急要スルモノデアルニモ拘ラズ、而モ亦第五十九議會ニ於テ政府當局ハ輸入ノ傾向ガ増加スレバ必ズ關稅ヲ實行スルト云フコトヲ言ハレナガラ、尙ホ之ヲ實現シナイト云フコトハ、吾ニノ了解ニ苦シム所デアリマス、段々政府内部ニ於ケル此問題ニ對スル取扱振リヲ見マスニ、農林當局又ハ大藏當局ニ於テハ之ニ對シテ贊意ヲ表シテ居ル、殊ニ農林當局ニ於テハ熱心ニ此事ヲ主張セラレテ居ルヤウデアルガ、拓務當局ニ於テハ從來所謂邦人ノ海外發展ヲ考慮シテ、之ヲ阻止スルヤウナ關係ニ立ツテハイカヌト云フ所カラ、非常ニ慎重ナル態度ヲ取ツテ居ラレルヤウデアリマス、慎重モ吾ニカラ考ヘレバ度ヲ越シテ、餘リ頑固過ル態度ノヤウデアリマスガ、此南洋ニ於ケル僅ノ邦人ノ企業又ハ邦人勞働者ノ極ク僅ノ二三百企業家ガ多數アリ、又之ニ關係スル所ノ勞働者モ非常ニ多イ、又是ガ農村、山村ニ及ボス所ノ影響モ非常ニ大キイ、

サウ云フモノカラ比較スレバ全ク是ハ
比較ニナラヌ問題デアル、左様ナモノ
ニコダハツテ、此問題ノ解決ヲ遅ラシテ
居ルト云フヤウナコトハ、洵ニ遺憾ニ
考ヘルノデアリマス、然ルニ今回ハ大
分拓務當局ニ於テモ此點ニ付テハ御理
解ガ付イタヤウデアリマス、今回ノ此
委員會ニ於テ南洋材ガ問題ニセラレテ
居ルニ對シマシテモ、若シ修正意見デ
モ出ルナラバ、之ニ同意モ與ヘラル、
ヤウナ程度ニマデ赴イタヤウデアリマ
スコトハ、私共ノ済ニ意ヲ強ウスル所
デアリマスルガ、併シ今回ハ此短期間
ノ議會デアツテ、修正意見ヲ出スニ適當
ナ時デナイト云フコトヲ考慮セラレル
ノデアリマスルガ故ニ、茲ニ吾々ハ修
正案ノ提出ヲ見合セタ譯デアリマスル
ガ、之ニ付キマシテモ是非次ノ議會ニ
於テハ政府部内ノ意見ヲ能ク纏メラレ
テ、特ニ又關稅調查會ニ於テモ、幹事
會ニ於テハ意見ガ一致シテ居ルト云フ
コトヲ承ツテ居ルノデアリマス、而モ其
後既ニ大體案ガ出來テ居ルト斯ウ云フ
コトデアリマスルガ、調査會ノ總會ニ
於テ是ガ留保ニナツテ居ル、旁以テ是
ハモウ僅ナコトデ解決ガ付クコトデア
ラウト思フノデアリマス、デアリマス
ルカラ、是非次ノ通常議會ニ於テハ之
ヲ政府案トシテ提案ニナリ、此影響ノ
多イ所ノ問題ヲ是非解決セラレテ、我

國木材關稅ノ趣旨ヲ完全ニ達成セラレ
ルヤウニ御努力ヲ願ヒタイト思フノデ
アリマス、此意味ニ於テ此案ニ對シテ
附帶決議ヲ致シタイト思フノデアリマ
スガ、其附帶決議ノ案ハ斯様ニ致シタ
イト思フノデアリマス

決議

南洋材ニ對スル課稅ハ政府部内ニ於
テ詮議未了ノ爲メ保留セラレタルヲ
遺憾トス次期通常議會ニ於テ必ス提
出スヘシ

斯ウ云フノデアリマス、是ハ倉元君モ
言ハレタヤウニ、度々決議ナンカヲ致
シテモ是ガ只御座ナリニナツテ、其實現
ヲ見ナイヤウナ例ガ少クナインデアリ
マス、左様ナコトデナク、必ズ倉元君
ノ言ハレタ通リノ強イ意味ニ於テ、此
決議ヲ政府ハ尊重セラレテ、吾ミノ希
望ヲ必ズ次ノ通常議會ニ於テ達成セシ
ムルヤウニ吳ニモ御配慮アランコトヲ
願フ譯デアリマス、斯様ナコトヲ附帶
決議トシテ提出シタイト思フノデアリ
マス

○倉元委員 只今手代木委員カラ私ノ
附帶決議ニ追加シテ第二ノ附帶決議案
ヲ御提出ニナリマシタ、其決議ノ趣旨
ニ付キマシテハ今縷々御述ニナツタコト
ヲ承リマシタ、洵ニ御尤千萬ナコト、
ニ付キマシテハ今縷々御述ニナツタコト
ヲ承リマシタ、洵ニ御尤千萬ナコト、
存ジテ居リマス、私共全然之ニハ賛成
デゴザイマスルカラ、ドウゾ先刻私ガ

○東委員長 是デ討論ハ終了シマシタ、是ヨリ採決致シマス、關稅定率法中改正法律案、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案、此二件ニ對シテ先づ採決致シマス、原案賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

〔贊成者起立〕

○東委員長 多數、可決致シマシタ
次ニ倉元君ノ決議ニ對シマシテ採決ヲ致シマス、朗讀ハ省略致シマスガ、倉元君ノ動議ニ贊成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス

〔贊成者起立〕

○東委員長 起立多數、次ニ南洋材ニ付キマシテ手代木委員ノ提出ニナリマシタ決議ニ對シテ是モ採決致シマスガ、御同意デアラウト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○東委員長 大多數ヲ以テ可決致シマシタ、此段宣告致シマス

○東委員長 次ニ遠洋漁業獎勵法中改正法律案、之ニ對シテ討論ニ入リマス
〔討論省略ト呼フ者アリ〕

○東委員長 討論省略致シマシテ、全會一致御賛成ト見テ差支アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○東委員長 ソレデハ可決致シマス、
三案共總テ全會一致ヲ以テ可決致シマ
シタ、之ニテ散會致シマス

午後二時三十分散會

昭和七年六月十日印刷

昭和七年六月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所